

高石政秘第331号
平成 27 年 7 月 24 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高石市長 阪口 伸六

社会保障に関する申し入れについて(回答)

平素は市行政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。
平成 27 年 6 月 5 日付の要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

要望項目

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

(回答)

本市では、第五次高石市財政健全化計画案にもとづき、事務事業についての見直しを行い、可能な業務については、民間活力を活用し、民営化やアウトソーシングを推進しております。また、市民サービスの低下を招くことのないよう、適切な人員配置を行うこととしております。

なお、職員として身につけるべき知識等については、正規・非正規を問わず、研修の実施に努めてまいります。

2. 国民健康保険・医療について

①今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

(回答)

国庫支出の1700億円の具体的な用途については、明らかにされていません。国保保険料は、毎年の医療給付費等に充てるため、医療費の推計に対して、料率を決定し、通知収納することとなっています。今年度も積算に基づき、算定した保険料料率を告示し、本算定保険料として、7月に通知しています。

また、市独自の減免については、災害における損害に対する減免、事業の休廃止、失業による収入の減少に対する減免、障がい者として新たに認定され収入が減少することに対する減免、世帯所得が住民税に非課税基準に該当する場合の減免を実施しており、

平成 26 年度実績で、815 件 25,690 千円を減免しています。

一部負担減免については、平成 24 年 8 月から実施要綱を策定し、入院療養に係る費用及び生活保護以下の収入世帯という条件を設けています。

②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

また、昨年 1 1 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

（回答）

保険料の納付が行われれば、保険証の交付は行っています。資格証、短期保険証の発行については、法の規定及び本紙の取扱要領等に沿って行っています。

また、滞納処分についても法の規定に沿って、適切に実施してまいります。

③国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

（回答）

担当者が替わる場合は適切に引き継ぎを行うとともに、研修は毎年随時行っており、制度改正、取扱いの変更等がありました時など適宜研修を実施しています。

④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

（回答）

生活困窮者については、生活保護担当と連携して対応しております。

⑤今年度からの「財政共同安定化事業」1 円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

（回答）

共同安定事業については、医療給付費に対する影響を極力考慮せず、本市の医療給付費に対して保険料を積算することとしています。

⑥福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに

当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答)

こども医療費助成については、全国市長会を通じ、ナショナルミニマムであることから国費負担で行うよう国に要望しているところです。

⑦無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

(回答)

今後、検討してまいります。

⑧和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)

(回答)

現在のところ国制度及び市負担の助成で充足しているものと考えています。

3. 健診について

①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

受診率の向上や、受診後の健康相談、保健指導など被保険者の健康増進に向けた取り組みは、保険者の本来業務と考えており、今後とも実施してまいります。

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

がん検診は、検診車による集団検診、市内医療機関での個別検診を実施し、併用できるものは併用することで受診される方の便宜を図ってまいりました。また、肺がんと胃がん及び大腸がんの同時検診や乳がん・子宮がんの同時検診に加え、検診希望日を電話受付する等、受診者の負担をより軽減する形で実施しているところです。

また、本年度におきましてもがん検診が特定健診と同時に受診できるよう調整し、日曜日にも受診機会を確保できるように取り組んでおります。

③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

特定健診の実施については、「高石市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に沿って取り組んでいます。今後とも、特定健診受診率、保健指導の実施率の向上に向け取り組みを進めてまいります。受診率の向上を図るため、セット健診を設けるとともに、受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

人間ドック、脳ドック受診については、本人負担を55%~60%としているところです。

⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

特定健診は従前より日曜健診を実施しており、平成26年度からは特定健診とがん検診が同時に受診できる日曜健(検)診を実施しております。

実施会場につきましては、がん検診と特定健診を同時実施するためにバスの置き場所や電源の確保が必要で、また受診者の駐車場スペースの確保なども考慮し、健(検)診実施場所を市役所別館及び総合保健センターの2か所で実施しております。今後とも受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

4. 介護保険・高齢者施策について

①第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

(回答)

介護保険については、高齢化による介護を必要とする高齢者の大幅な増加により、介護給付費の大幅な増加が続いているところです。

本市としても、介護予防やコミュニティカフェの充実など、介護給付費の抑制につながる様々な施策の推進に取り組んでおりますが、2025年に向けて、高齢者数の増加が続くことが予測されており、必要な介護給付費に見合った保険料の設定が必要と考えております。

公費による低所得者保険料軽減については、消費税が10%に引き上げられる予定の平成29年4月からの実施とされておりますが、低所得者対策として、国・府に対し、早期の軽減拡大の要望を行ってまいりたいと考えております。

②総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティア

ィアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

(回 答)

総合事業への移行については、将来の介護給付費抑制のため、また高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するための地域包括ケアシステムの構築のために、必ず行わなければならないと考えております。

については、スムーズに総合事業に移行できるよう、本市の既存サービスの現状を把握し、住民主体の地域の支え合い体制づくりのため、地域の多様な主体を活用できるよう取り組んでまいります。

また、総合事業への移行に際しては、利用される方にとって、サービスの低下につながらないよう検討を重ねてまいります。

第6期介護保険事業計画においては、要支援、要介護状態とならないよう介護予防の充実を図ることが求められており、今回の介護保険制度の改正は、将来にわたって制度を存続するためには必要な改正でありますのでご理解願います。

③8月からの利用料引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

(回 答)

利用料引上げについて、国に中止を求めたり、緊急対策を講じることが、現在検討しておりません。

④高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回 答)

本市においては、従前より、社会福祉協議会や各事業者等と連携して、独居及び高齢者のみの世帯の見守り活動に取り組んでおります。

今後、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安全で安心して生活できるよう自治会やNPO、社会福祉協議会と協働して、コミュニティカフェや認知症カフェの充実などに取り組んでまいります。

なお、市内14カ所において熱中症シェルターを設置しており、クーラー導入費用や電気料金の補助については、現在検討しておりません。

5. 障害者の65歳問題について

①介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回 答)

障害者の65歳問題については、本市においても状況を確認しながら、適切に対処しております。

②障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

(回 答)

65歳を境として、障害者福祉サービスが介護保険に移行することによって生じる問題については、状況等を確認しながら適切に対処いたします。その他、特別な配慮については、他の福祉サービス利用者との整合から、特に検討しておりません。

6. 生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回 答)

生活保護受給世帯は、本市においても増加傾向にあるなか、平成22年4月から、社会福祉法第16条に定める「標準数」に基づくケースワーカーの増員確保を行い、現在も「標準数」を確保しております。

また、ケースワーカーの経験不足による援助水準の低下や担当者ごとの援助のばらつきが無いように国、大阪府等の研修会に積極的に参加するとともに所内研修にも心掛けております。

なお、生活相談等に来庁された方に対する対応につきましては、法令遵守・人権尊重の丁寧な対応を行っております。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

「生活保護のしおり」は、生活相談に来所された相談者用と受給されている方用にそれぞれ生活保護制度の権利義務等を理解していただくために作成しております。今後もよりわかり易いものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

また、生活相談の際には、無差別平等の原則や申請保護の原則を守り、要保護者等の事情を客観的な立場で把握し、救済漏れの無いように、また、公平な運用がなされるべきであるという認識のもと、これらの原則を遵守しながら適切な運営に努めております。相談時に要保護状態であるとの聞き取りを行った際は、申請権を侵害することなく申請用紙等を交付しております。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

本市におきましては、申請時に適切に助言・指導等を行っております。就労指導につきましても、稼働年齢層の受給者において就労阻害要因の有無や職歴等を総合的に検討しており、就労可能で無い方に対しては実施していません。

また、就労可能な方については、各ケースごとに支援方策を検討し、ハローワークとの連携のもと、受給者に適した仕事の探索や資格の取得、面接の受け方などの個別的な就労支援も実施しております。

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

保護受給者に対しまして、新規開始時や訪問等の面接時などに制度の案内とともに説明し、周知するように努めております。

また、支給については、生活保護実施要領に基づき支給の可否について個々のケース状況を勘案して行っております。

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらぬこと。

(回 答)

生活保護の「医療券」は各受給者ごと、医療機関ごとに各月単位で発行しておりますので、事前に交付することはできません。ただし、毎月継続して受診している医療機関分につきましては、受給者が手続することなく自動的に毎月発行ができるようになっておりますので、保護開始時等に、かかりつけの医療機関を聞き取るなどして福祉事務所の閉庁時や急病時に対応できるようにしております。また、市内の小・中学校の修学旅行等の実施時には、事前に学校単位で「保護受給証明書」の発行手続きを行うなど、医療機関への受診権を確保しています。

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回 答)

本市は、交通至便な地域に位置しておりますので、健全な方が日常生活に自動車が必要とは考えておらず、原則として自動車保有を認めておりません。

ただし、障がいを持った方（児童）の通院用や通学・通勤用、また、短期間の保護受給で自立が見込まれる世帯などは、各ケースごとにその保有の可否等を検討しております。

⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回 答)

警察官 OB は、暴力団員等による行政暴力の排除や覚せい剤等の刑事犯罪にかかる関係機関との連携強化を図るために、平成 25 年度から配置しております。

なお、適正化ホットラインについて現在、実施予定はございません。

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回 答)

本市では、介護扶助の本人負担を先行するように強要することはありません。

また、介護保険のケアプラン作成にケースワーカーが介入したり、指導することもございません。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①こども医療費助成制度は、2014 年 4 月段階で 1) 全国 1742 自治体中 986 自治体 (56.4%) が完全無料、2) 1373 自治体 (78.8%) が所得制限なし、3) 930 自治体 (53.4%) が通院中学校卒業まで、201 自治体 (11.6%) が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この 3 要件を全てクリアしている自治体は 1 つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望

すること。

(回答)

こども医療費助成については、妊娠、出産、育児と切れ目なく子育て世代の支援を行うことで、少子化、子育て支援施策として、現在各市町村が財源を確保しながら実施する地方単独事業ではなく、国家的課題であり、全国市長会からも子育てにかかる医療費助成は、ナショナルミニマムとして国が全国一律で負担することを要望しております。本市においては、入院に係る医療費助成を中学校卒業年度末まで、平成27年度から通院に係る医療費助成は小学校卒業年度末までに拡充しております。本市としては、今後、国府へ要望を行うとともに、財政健全化～行財政改革を見極めつつさらなる拡充に向け検討してまいります。

②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答)

妊婦健診の公費補助につきましては、平成26年度から79,090円としております。妊婦の健康管理を充実し、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、保健師による面談やパパママ学級、助産師・保健師による訪問等を行い、引き続きサービスの充実に努めてまいります。

③就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

現在、本市の就学援助の適用条件については、生活保護基準の1.15倍となっており、持家と借家の区別はしておりません。

申請については、市教育委員会教育指導課で行い、1学期当初に「お知らせ」を学校を通じて全保護者宛に配付し、毎年4月から6月末までの申請で4月分からの支給とし、7月以降2月末までは随時受け付け、申請月分からの支給となります。

また、支給については、概ね10月下旬及び3月下旬に取りまとめて行いますが、新入学学用品費の支給については、認定してすぐの7月下旬に支給しております。添付書類についても源泉徴収票や確定申告書の写しでも対応しております。

平成27年度の認定基準については、生活保護基準引下げの影響が出ないよう引下げ前の生活保護基準を使用しております。

④「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

本市においては、二、三世帯の同居又は近居のための住宅の新築又は、新築物件の購入に対し固定資産税の軽減をしておりますが、さらに平成28年度からは、子育て(中

学生以下のこどもがいる) 世代の方にも固定資産税の軽減措置を始めます。対象は、平成 27 年に取得された住宅からとなり、原則として、新築住宅軽減により減額された固定資産税に 2 分の 1 を乗じて得た額について、新築軽減期間内、軽減いたします。

また、平成 25 年度に、本市市営住宅管理条例を改正し、入居基準(収入基準)を緩和することができる子育て世帯枠を、小学校へ入学する子どものいる世帯から中学校を卒業する子どものいる世帯に拡充したところとことです。母子家庭については、福祉枠を設け、優先募集できるように高石市営住宅福祉世帯向け住宅の供給に関する要綱を制定しております。

独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(回答)

現在、子ども・子育て支援新制度の中で、現金支給制度として中学校修了まで児童手当の支給を行っていますが、独自の現金支給制度を実施する予定はございません。

⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査(三食食べているか、何を食べているのか等)を行い、その結果必要であればモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)の導入を検討すること。

(回答)

全市立中学校の給食は自校式・完全給食・全員喫食で実施しております。昼食以外の学校給食を導入する予定はございません。

⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

(回答)

子どもの貧困対策は喫緊の課題ですが、現在、ひとり親(シングルマザー)世帯への支援としまして、児童扶養手当の支給による生活支援、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金の支給による資格取得支援、母子・父子自立支援プログラム策定等事業による就労支援、保育所(認定こども園)への優先入所等の支援を行っております。

⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること。

(回答)

公立幼稚園については今後のありかたについて検討してまいりたいと考えております。

公立保育所(綾園保育所)については、現時点で統廃合する予定はございません。